

府子本第294号  
平成29年4月14日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公印省略）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」については、平成29年3月28日に閣議決定され、同月31日に、平成29年政令第95号として公布されたところである。

また、同日、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成29年内閣府令第18号）が公布されたところである。

その主たる内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

## 第1 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令関係

### 1 改正の趣旨

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の額の算定の基礎となる拠出金率を引き上げることとした。

## 2 改正の概要

### (1) 利用者負担の上限額に係る特例措置の拡充（別添1参照）

イ 教育認定子ども（特別利用教育を受ける子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）の利用者負担額の軽減

教育認定子ども等について、第3階層（市町村民税所得割合算額が77,101円未満）の利用者負担額を軽減するものとする。こと。（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項等関係）

ロ 要保護世帯等に係る特例措置の拡充

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における第3階層（市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについては77,101円未満、保育認定子どもについては48,600円未満）及び保育認定こどもに係る第4階層の一部（市町村民税所得割合算額が、48,600円～77,100円）の利用者負担額について、特例措置を拡充するものとする。こと。

（令第4条第4項等関係）

ハ 多子世帯に係る特例措置の拡充

第2階層（市町村民税非課税世帯（教育認定子どもについては所得割非課税世帯を含む。））の第2子（現行は半額）を無償とする特例を創設するものとする。こと。（令第14条の2第1項第1号等関係）

### (2) 拠出金率の引上げ

令第27条において規定されている現行の拠出金率を1000分の2.0から1000分の2.3に引き上げるものとする。こと。（令第27条関係）

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

この政令は、平成29年4月1日から施行するものとする。こと。（附則第1条関係）

### (2) 経過措置

イ この政令による改正後の利用者負担額は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によるものとする。こと。（附則第2条関係）

ロ この政令による改正後の拠出金率は、平成29年4月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年3月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によるものとする。こと。（附則第3条関係）

## **第2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令関係**

### **1 改正の趣旨**

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）において、「子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20条4項）については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。」とされたことを受け、支給認定保護者等の申請により支給認定証を交付する等の所要の改正を行うこととした。

また、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）の改正等に伴い、特定教育・保育等に係る利用者負担額の軽減等の利用者負担額の計算に係る所要の改正を行うこととした。

### **2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）関係**

#### **(1) 支給認定証の任意交付化（別添2参照）**

特定教育・保育施設は、保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合に、必要に応じて、支給認定証により、支給認定の有無、小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

支給認定証が交付されていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第7条第2項に規定する通知により確認するものとする。（第8条関係）

### **3 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）関係**

#### **(1) 支給認定証の任意交付化（別添2参照）**

イ 市町村による支給認定証の交付（支給認定の変更の認定を行った場合の返還を含む。）について、保護者の申請により行うこととする。（規則第4条の2（新設）、第13条第2項関係）

ロ 保護者が支給認定証の交付（支給認定の変更の認定を行った場合の返還を含む。）を申請していない場合において、第6条各号に掲げる事項を通知するものとする。（規則第7条第2項（新設）関係）

ハ 支給認定の変更の認定の申請、市町村の職権による支給認定の変更の認定、支給認定の取消し、申請内容の変更の届出の手続きにおいて、支給認定証の提出等を、支給認定証を交付している場合に限ることとする。（規則第11条、第12条、第14条、第15条関係）

ニ 支給認定保護者が特定教育・保育を受けるに当たっては、施設からの求めがあった場合に、支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、規則第7条第2項に規定する通知）を提示することとする。（規則第19条、第26条関係）

(2) 利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額

特定教育・保育等に係る利用者負担額の計算に用いる地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割に加算する額として、ふるさと納税（寄付金）控除額を追加することとする。（規則第20条関係）

(3) その他

第1の子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、特定教育・保育等に係る利用者負担額が軽減されることに伴い、第57条第2項及び第4項に定める額について併せて改正するもの。（規則第57条関係）

#### 4 施行期日等

(1) 施行期日

この府令は、平成29年4月1日から施行するものとする。（附則第1条関係）

(2) 経過措置

イ この府令による改正後の第57条第2項及び第4項に定める額は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によるものとする。（附則第2条関係）

ロ この府令による改正後の第20条の規定は、平成29年度以後の年度分の子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割の額の算定について適用し、平成28年度以前の年度分の同号に規定する市町村民税の所得割の額の算定については、なお従前の例による。（附則第3条関係）